

第3節 防衛政策の基本

1 国防の基本方針

わが国が憲法の下で進めている防衛政策は、57（昭和32）年に国防会議¹と閣議で決定された「国防の基本方針」にその基礎を置いている。

参照 > 資料6 (P318)

この「国防の基本方針」は、まず、国際協調など平和への努力の推進と民生安定などによる安全保障基盤の確立を、次いで効率的な防衛力の整備と日米安保体制を基調とすることを基本方針として掲げている。

2 その他の基本政策

「国防の基本方針」を受けて、これまでわが国は、憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきた。

1 専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本質にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

2 軍事大国とならないこと

軍事大国という概念の明確な定義はないが、わが国が他国に脅威を与えるような軍事大国とならないということは、わが国は自衛のための必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しないということである。

3 非核三原則

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという原則を指し、わが国は国是としてこれを堅持している。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定でも禁止されている¹。さらに、核兵器不拡散条約（NPT）Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weaponsにより、わが国は非核兵器国として、核兵器の製造や取得をしないなどの義務を負っている²。

4 文民統制の確保

文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治優先または軍事力に対する民主主義的な政治統制を指す。

わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制³とは全く異なり、次のような厳格な文民統制の諸制度を採用している。

国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。

1-1) 86（昭和61）年に安全保障会議に機能が引き継がれる。

2-1) 原子力基本法第2条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運用の下に、自主的にこれを行うものとし……」

2) NPT第2条「締約国である各非核兵器国は、……核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」

3) 軍に関する事項について、内閣の統制の及び得ない範囲が広がった。

国の防衛に関する事務は、一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国务大臣は、憲法上文民でなければならないこととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、国の防衛に専任する主任の大臣である防衛大臣は、自衛隊の隊務を統括する。また、内閣には、国防に関する重要事項などを審議する機関として安全保障会議⁴が置かれている。

防衛省では、防衛大臣が国の防衛に関する事務を分担管理し、主任の大臣として、自衛隊を管理し、運営する。その際、副大臣と2人の大臣政務官が政策と企画について防衛大臣を助けることとされている⁵。

以上のように、文民統制の制度は整備されているが、それが実をあげるためには、国民が防衛に対する深い関心を持つとともに、政治・行政両面における運営上の努力が引き続き必要である。

本年7月に公表された「防衛省改革会議」の報告書においては、「現代的文民統制のための組織改革」として、首相官邸および防衛省における改革の方向性が示された。

参照 > IV部1節 (P296)



秋元前防衛大臣政務官の離任行事



北村防衛副大臣の着任行事

4) 議員は、内閣総理大臣（議長）、内閣法第9条指定大臣（内閣総理大臣に事故のあるとき、欠けたときなどに臨時に内閣総理大臣の職務を行う予め指定された国务大臣）、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長。図表Ⅲ-1-1-3（P126）参照

5) この他にも防衛大臣による国の防衛に関する事務の分担管理および自衛隊の管理・運営を確実なものとするため、防衛大臣を補佐する体制が整えられており、これらを含む自衛隊の組織については、Ⅲ部4章1節1（P264）参照。



武田防衛大臣政務官の着任行事



岸防衛大臣政務官の着任行事

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

文民統制について

軍隊は国の平和と独立を守る不可欠の手段である一方、古代ギリシアの哲学者プラトンが、国民を守るべき軍隊によって、かえって国民が危険にさらされるということを述べたように、軍事力は、国民を守る力であると同時に、使い方を誤ると、国民に対する脅威ともなりうる。このため、軍を政治の統制のもとに活用するとともに、軍の政治介入を防ぐため、文民統制、すなわち軍事力に対する民主主義的な政治統制を確保するための制度が作られてきた。

文民統制の制度は、英国において、議会在絶対君主の王権を制限していく立憲主義の形成過程において、初めて形作られたとされている。すなわち、1215年に制定された「マグナ・カルタ（大憲章）」においては、国民の権利を保護すべく、王権などに対する各種の制限が明文文化されるとともに、1628年には、議会から国王に対し、法令に従って権利及び自由を与えることを求める「権利の請願」が行われた。また、名誉革命後の1689年に制定され、英国立憲政治の基礎を確立したとされる「権利の章典」においては、議会の同意なしに平時に王国内で常備軍を徴集し維持することは違法であると定められ、この制度は今日においても維持されている。

さらに、1787年に制定された米国合衆国憲法やフランス革命後に制定された仏国の1791年憲法などにおいても、文民統制の諸制度が規定されてきており、今日においては、米国、英国、独国、仏国などの欧米民主主義諸国において、議会が軍隊に関する重要な事項について、法律、予算の形で議決することとされているほか、大統領や首相などが軍隊に対する統制を行うこととされている。このように、文民統制を確保するための諸制度が各国において確立されている。

各国の制度については、たとえば、独国では、議会による軍隊の統制について特に意を用いているとされるが、仏国では、議会よりも行政府による軍隊の統制がより強いとされており、必ずしも一様なものではない。

また、文民統制を実効あるものとするための大統領や首相を補佐する国防組織についても、たとえば、米国の中央部局（国防長官府）は政治任用された文官が中心の組織となっているが、英国の中央部局は文官と軍人が並列に配置された組織となっているなど、それぞれ異なったものとなっている。

わが国においても、厳格な文民統制に関する諸制度が採用され、終戦までの経緯の反省の上に立って、実力組織である自衛隊を民主主義の原則のもとと整備・運用し、文民統制の徹底を図っている。

今日、自衛隊は、冷戦の終結、テロなどへの対処、わが国の国際的地位の向上などをはじめとする時代の変化に対応して、わが国の安全保障を一層確実なものとするため、国際平和協力活動をはじめとして、国内外で様々な活動することが期待される実力組織となるに至っている。

わが国としては、国益を確保し、国際的責務を果たすため、自衛隊をいかに積極的に活用するかという観点も十分考慮に入れて、文民統制の諸制度を更に強化・充実させ、防衛省・自衛隊のあり方を再構築する時代に直面している。